

第8期 第5回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月29日(水) 午後3時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員(15人)
4. 欠席委員(2人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第14号 農地法第3条の許可申請について (5件)
 - 議案第15号 農地法第4条第1項の許可申請について (1件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は18名中16名です。7番 ○○委員、12番 ○○委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は○○推進委員が傍聴されます。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。

今年最後の総会となります。周辺の農地を見渡すと麦が青々と芽がでて順調に生育しているようです。さて、昨今の情勢ですが非常に時代の変わり目がきたなと思っており、色々なニュースや国会の状況を見ておりますと以前とは変わってきたと感じます。農地法や農業委員会法が毎年のように改正され、それが私たちにとっていいものであればいいのですが、非常に規制が厳しくなっております。その中でも後ほど担当者から連絡があります目標地図の作成をやりとげなければ将来の農業はないとの国の意見もでてきております。

今後、委員の皆さんにおきましても協力していただくことが増えてくると思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の案件は非常に少ないのですが、慎重に審議していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは只今から第5回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、14番 ○○委員さん、15番 ○○委員さん、よろしくお願いいたします。

議案審議に入っていきます。今回の議案は6件です。まず、議案第14号農地法第3条の許可申請について、5件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第14号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番地○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、1, 192㎡。同所同字○○番○、畑、1, 226㎡。計2筆で合計面積は2, 418㎡です。権利内容は、売買です。作付作物はシキミ、果樹です。主な農機具の保有状況は、軽トラック、草刈機、噴霧器、計量器、オーガです。労働力は、本人、夫の常時2人です。耕作面積は8, 097. 61㎡を松山市で耕作しております。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、○○さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和5年11月16日9時30分から○○委員さん、○○推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実

施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、叔父から農地を売買し営農を続ける。申請地については営農型太陽光の下部でシキミを栽培する。また、松山市にも農地を所有しており、シキミと果樹を栽培しているとのこと。軽トラック、草刈機、噴霧器、オーガ、計量器を所有しており、一年を通してシキミ、果樹を栽培し、収穫物についてはJAや産直市へ出荷するとのこと。今後、花木指導員から指導助言を受け、収穫量の増加を目指していくとのこと。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、夫2人で、年間200日間程度農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図4ページをご覧ください。新規就農者の〇〇さんは所有者の〇〇さんの姪になります。〇〇さんの夫が太陽光発電事業をしており、申請地には営農型太陽光をしているため景観を気にしていたのですが、農業学校も通われており、きちんと花木栽培をやられており、農作業をしている姿をよく見ております。地元とも水利関係の作業等に積極的に参加していただきまして非常に助かっております。太陽光と農業の両立と考えておりましてきちんと下部も育っているため、問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目、3番目の案件については、当事者が同一であるため、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、136㎡です。権利内容は交換です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機です。労働力は、本人、子の常時2人です。耕作面積は19,109㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。

続きまして、3番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、176㎡です。権利内容は交換です。当該地は保全管理を行うとのことです。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。

なお、この案件は〇〇から〇〇に抜ける、〇〇事業に伴い、地図6ページのように道路が通ることにより、農地が南北に分断されてしまいます。そのため、農業の効率化を計るために、それぞれの僅少農地を隣接する所有者へ交換により所有権移転をおこなうものです。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

今事務局から説明があったわけですが、地図5、6ページをご覧ください。〇〇から〇〇に道をつける計画がありまして、ちょうど〇〇さんと〇〇さんの農地が分断され、僅少農地が残ってしまうため、それぞれ残った土地を隣地の所有者に交換することになりました。特に問題ないと思いますがよろしく審議をお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

今後、今回の案件以外にも同じような申請がでてきますか。

○事務局

事業課から聞いている内容では今回の案件以外では該当がないとのことです。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、田、460㎡。同所同字〇〇番〇、田、599㎡。計2筆で合計面積は1,059㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜、果樹、花卉です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は8,798㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。譲渡人の〇〇さんは年齢が91歳ですが数年前までは元気に農業をしておりました。最近足が悪くし、自分では農業ができなくなってしまいました。また、〇〇さんには息子がおりますが、農業を行う予定はないとのことから、譲受人の〇〇さんに相談し売買で話がまとまりました。〇〇さんは野菜や果樹等をしておりますので特に問題ないと思われます。〇〇さんも高齢ですので農地を増やして大丈夫か確認しましたが、息子がおりまして定年後は農業を継いでくれるとの話もされておりましたので特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

5 番 譲渡人 新居浜市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇 〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、970㎡。同所同字〇〇番〇、田、333㎡。同所同字〇〇番〇、田、47㎡。計3筆で合計面積は1,350㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は10,583㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図8ページをご覧ください。申請地の南に〇〇と記載された家がありますが、ここが〇〇さんの親の家です。譲受人の〇〇さんは道路を挟んだ南に家があります。場所は〇〇の北側になります。今回の売買は〇〇さんが所有しております土地を処分したいとのことから、不動産会社が中に入って購入者を探していたところ、〇〇さんが近くでもありますので購入したいとのことで話がまとまったとのことです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第15号、農地法第4条第1項の許可申請について1件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第15号農地法第4条第1項の許可申請についてご説明します。

6 番 転用者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、田、1,967㎡。外4筆で計5筆。合計面積は3,893㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は植林です。開発許可は不要です。なお、この案件につきましては第2回農業委員会総会で除外意見決定済の案件でございます。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、申請地が私の担当地区となりますので、説明いたします。

除外はすでに終わっております。〇〇さんには子供がいないため、今のうちに農地をきちんと整理したいとのことから申請に至っております。場所は〇〇でバスの終点から少し登ったところにまとまってあります。申請地の周辺もだんだん山林化してきております。今回山林に転用することはいたしかたないと思っております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明させていただきましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

制度についてお聞きしたいのですが、山林転用は5年経過しないと難しいとの認識がありましたが、こういった要件で転用できたのか教えてください。

○事務局

端的にもうしますが、青地でも植林目的で除外転用は可能です。ただし、青地でも国営かんがい排水事業の受益地は不可能です。農地区分も申請地は2種ではありますが、第1種農地は転用がきかないので、植林は不可能です。なので、国営かんがい排水事業の受益地でない青地か白地で2種、3種であれば転用は可能です。以上です。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（意見・質問 なし）

ないようでしたら採決をしたかと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、6件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年1月10日となっております。

以上で第5回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。